

家畜衛生をめぐる情勢について

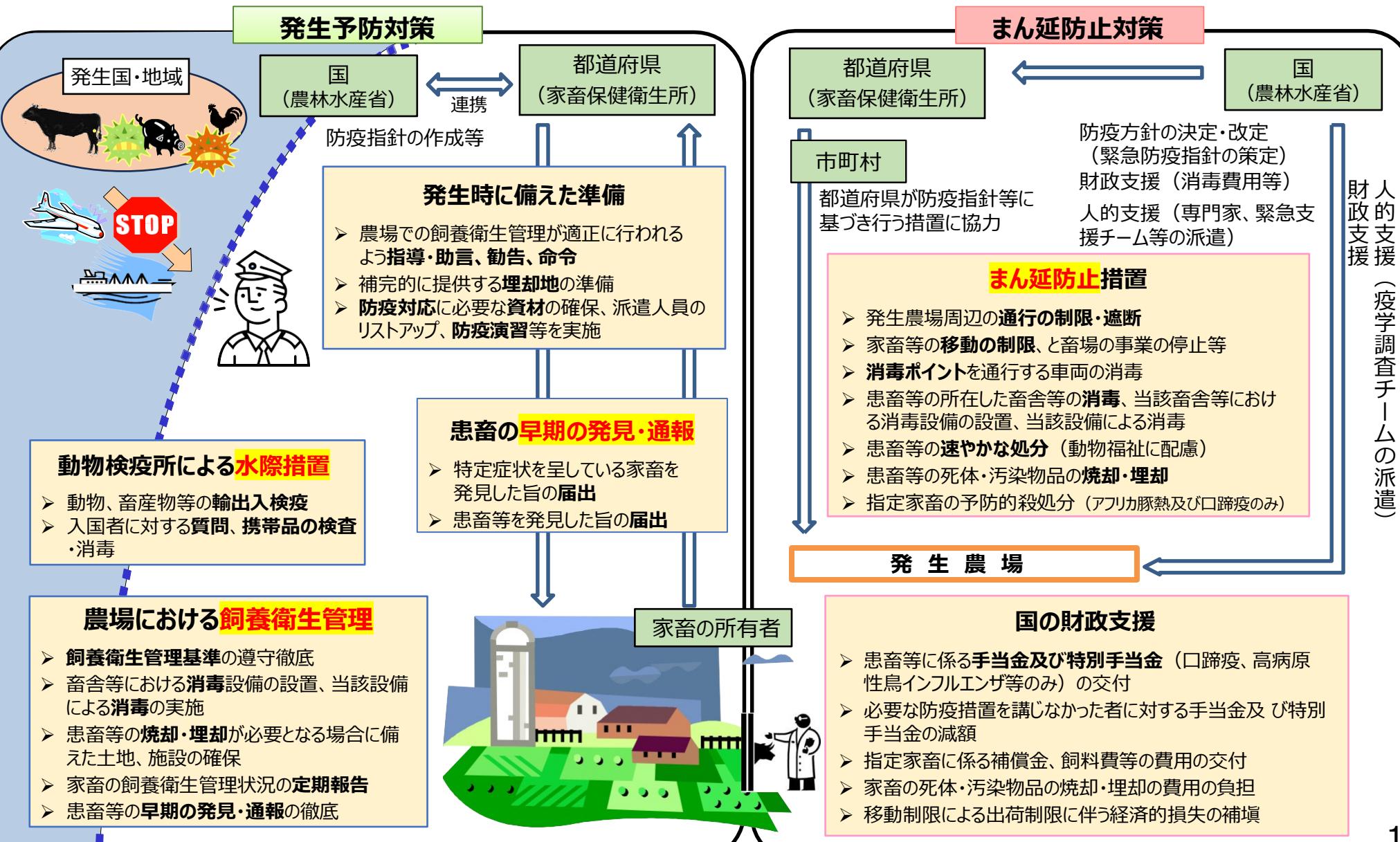
令和7年12月11日

家畜衛生部会

農林水産省
消費・安全局 動物衛生課

発生予防・まん延防止対策

- 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を実施。



高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 病原体

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により
高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 症状・特徴

高い致死性と**強い伝播性**をもつ。感染した家きんは、死亡に加え、元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢などを示す。

※**人獣共通感染症**：海外では、家きん等との密接接触に起因する人への感染事例（死亡事例あり）も報告。
「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに感染する可能性はないと考える」（内閣府食品安全委員会）

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、**冬期に発生**しやすい。

我が国において、直近では、**令和2年シーズン以降、毎年発生**（6シーズン連続）。

(5) 早期通報・殺処分の意義

早期発見できなければ瞬く間に農場内で感染拡大し、多くの家きんが本病に感染し死亡。

⇒ **早期通報及び迅速な殺処分等による
まん延防止措置が必要不可欠**

＜実際の事例（R4シーズン：7日間の通報遅れ）＞

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| 通常の死亡羽数 | 7羽程度（鶏舎当たり） |
| 異常1日目 (本来通報すべき日) | 27羽死亡（発生鶏舎。以下同じ） |
| 3日目 | 617羽死亡 |
| 6日目 | 1,389羽死亡 |
| 7日目 | 3,974羽死亡 |
| 8日目（通報当日） | さらに死亡増加（ 鶏舎の大多数が死亡 ） |

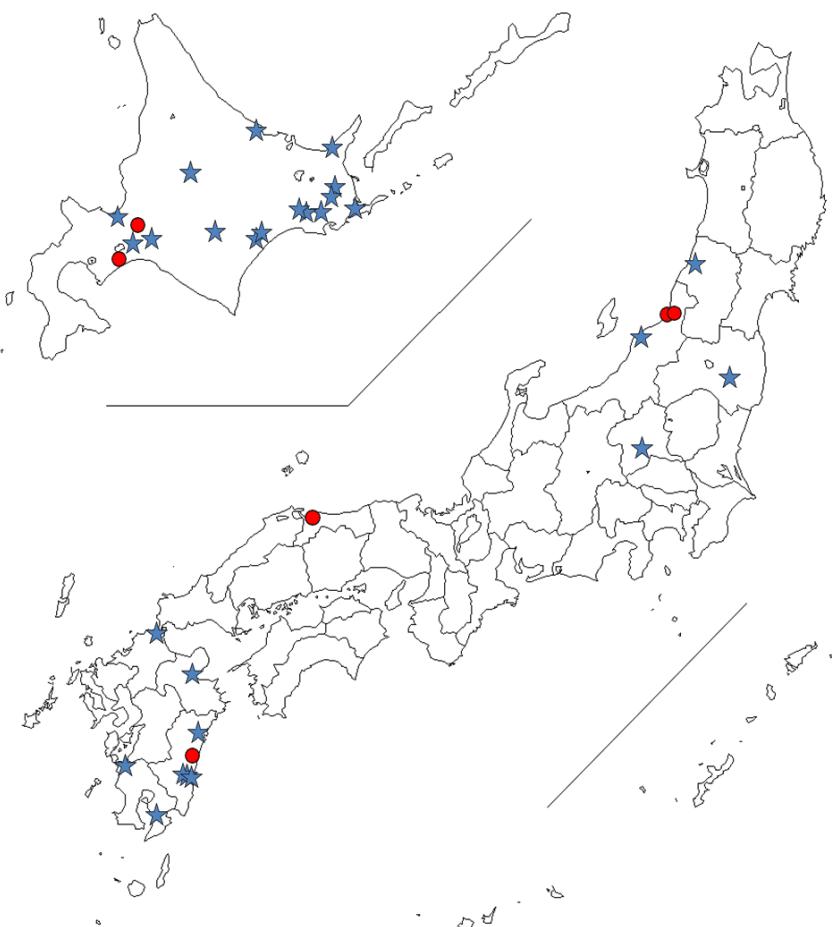
鳥インフルエンザの発生状況

鳥インフル
エンザ

- 令和6年シーズンは、14道県51事例で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、これまで北海道2例、新潟県2例、宮崎県1例、鳥取県1例、合計6例の家きんの陽性事例を確認。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

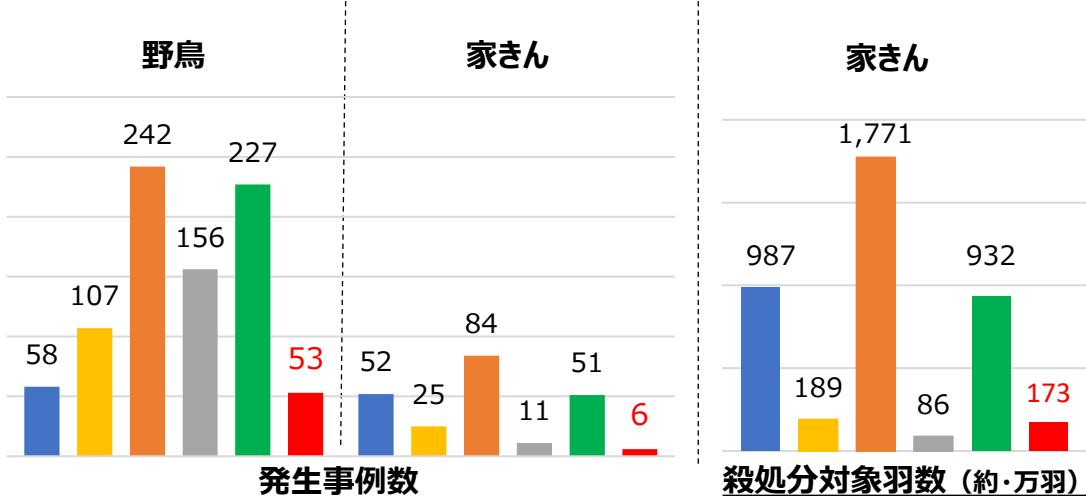
(1) 初発、最終確認日

| | | R2シーズン | R3シーズン | R4シーズン | R5シーズン | R6シーズン | R7シーズン |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 野鳥 | 初発 | 10月24日 | 11月8日 | 9月25日 | 10月4日 | 9月30日 | 10月15日 |
| | 最終確認 | 3月3日 | 5月14日 | 4月20日 | 4月30日 | 6月17日 | |
| 家きん | 初発 | 11月5日 | 11月10日 | 10月28日 | 11月25日 | 10月17日 | 10月22日 |
| | 最終確認 | 3月13日 | 5月14日 | 4月7日 | 4月29日 | 2月1日 | |

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

- 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- 暴患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。



【皮膚紫斑（しほん）】

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない**

（出典：動物衛生研究部門）

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- **我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。**
飼養豚では24都県、野生イノシシでは42都府県で発生（令和7年11月19日時点）。

■ 症状

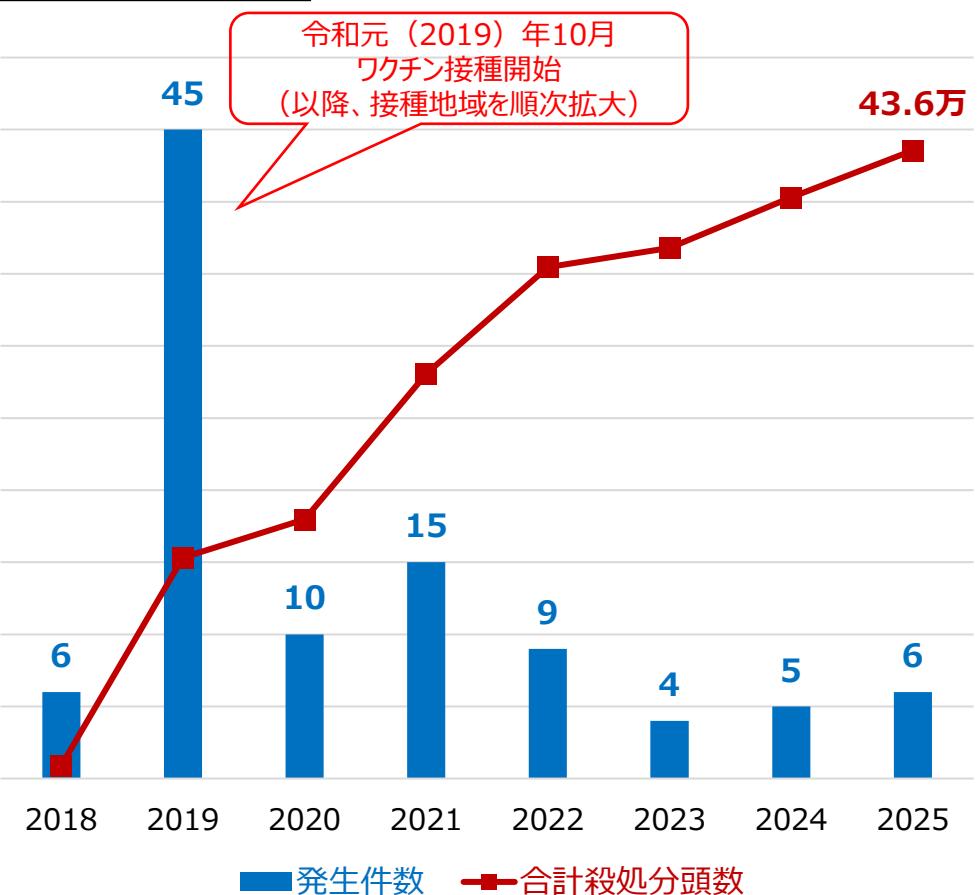
- 急性、亜急性、慢性型など**多様な病態を示す**。白血球の減少が見られる。
- ※有効なワクチンが存在**

豚熱の発生状況

豚熱

- 平成30（2018）年9月に岐阜県で発生。以降、**24都県で計100事例発生し、約43.6万頭を殺処分**。
- **令和元（2019）年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。また、大規模農場でも発生が起きており、**畜産経営にとって大きな負担**となっている。
- **令和7（2025）年は、群馬県で5例（95・96・98～100例目）、千葉県で1例（97例目）発生**（11月19日時点）。

発生状況の推移



令和7年の発生状況

【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/5 国内98例目（県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（県14例目）：約5,900頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、**発生の1～3か月前に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲**されている

【千葉県】

- 3/31 国内97例目（県初発）：約5,480頭殺処分
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、**移動式レンダリング装置**を活用



◆移動式レンダリング装置の活用状況

- ロードマップの最終的な目標は「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」。
- その過程で、**当面の目標**として「飼養豚での清浄性について、WOAHの豚熱清浄化ステータス取得」を目指す。

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

経口ワクチン散布
捕獲によるウイルス低減・拡散防止
サーベイランス

野生イノシシ

【基本方針】

- ① 野生イノシシ群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
- ② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
- ③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

目標
.. 飼養豚での清浄性について
清浄国ステータス再取得

- 飼養豚で発生がない
【12か月間】
- サーベイランスで
感染抗体陽性豚が確認
されない【12か月間】

○感染抗体陽性豚の 優先的更新

○マーカーワクチンの適切な接種（現行ワクチンの使用中止）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（飼養豚と野生イノシシ群との適切な措置による隔離 等）

現行

（現行ワクチン接種豚
のみ存在）

飼養豚

I 期

（現行ワクチン接種豚と
マーカーワクチン接種豚
が混在）

マーカーワクチン実用化

II 期

（マーカーワクチン接種豚
のみ存在）

現行ワクチン接種母豚更新完了

III 期

（マーカーワクチン接種豚
のみ存在）

感染抗体陽性豚の更新完了

清浄化

アフリカ豚熱とは

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、
平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**
※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**

※有効なワクチンや治療法はない。

- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**
(※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。)
- 肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, SpainCentro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

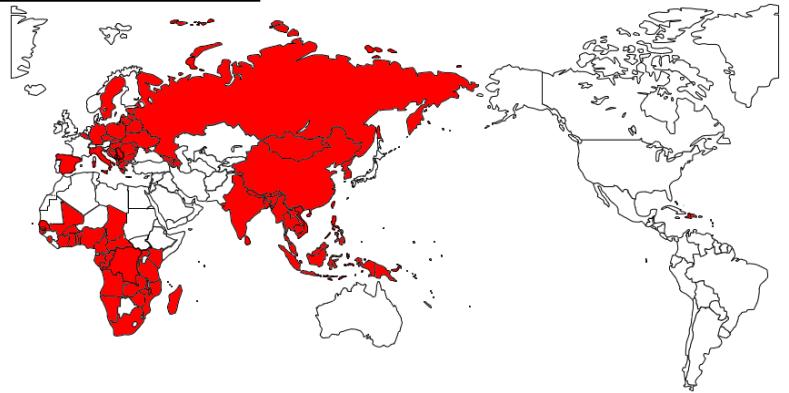
| 品目 | アフリカ豚熱残存期間 |
|---------------------|------------|
| 加熱調理した肉（70℃で30分間以上） | 0日 |
| 内臓 | 105日 |
| 冷蔵肉 | 110日 |
| 塩漬け肉 | 182日 |
| 乾燥肉 | 300日 |
| 冷凍肉 | 1,000日 |

(出典：Beltran-Alcrudo et al,2017)

海外の発生状況

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
- 特に韓国では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシとともに徐々に感染が拡大し、直近では江原特別自治道の野生イノシシで**令和7（2025）年11月**に感染確認。
- また、**令和7（2025）年10月**には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで**発生していないのは、日本のみ**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月**にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認。

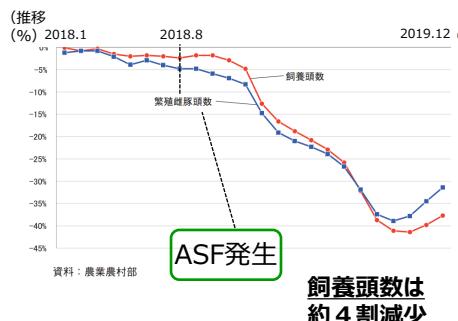
世界の発生状況



■ = 平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

➤ **中国**では、平成30（2018）年の発生により、**豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰**。

中国の豚飼養頭数の推移

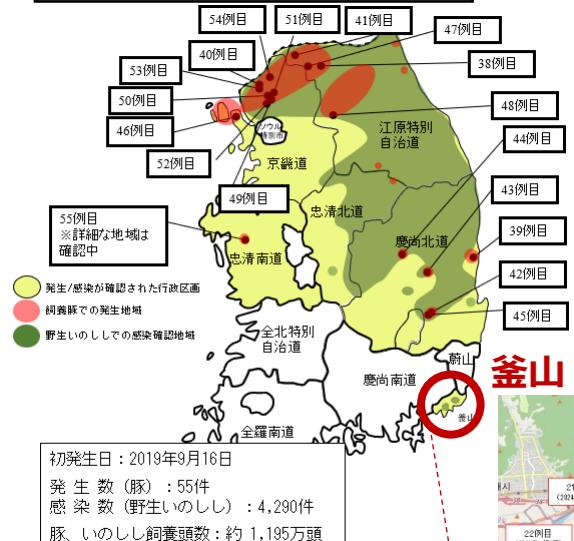


中国の豚肉価格の推移

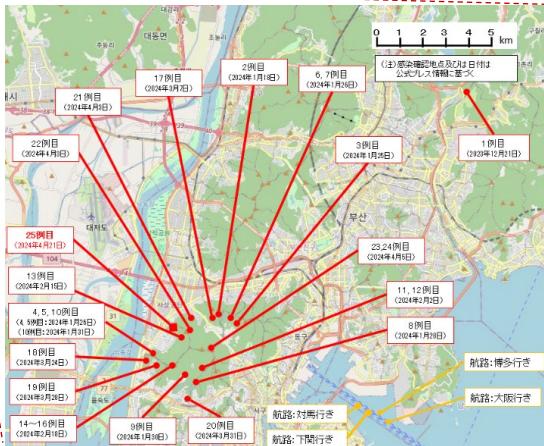


韓国における感染拡大

※令和7年11月19日時点



釜山



➤ 令和元（2019）年9月
以降、**55農場**で発生。

➤ 令和5（2023）年12月、
釜山広域市の
野生イノシシで感染拡大。

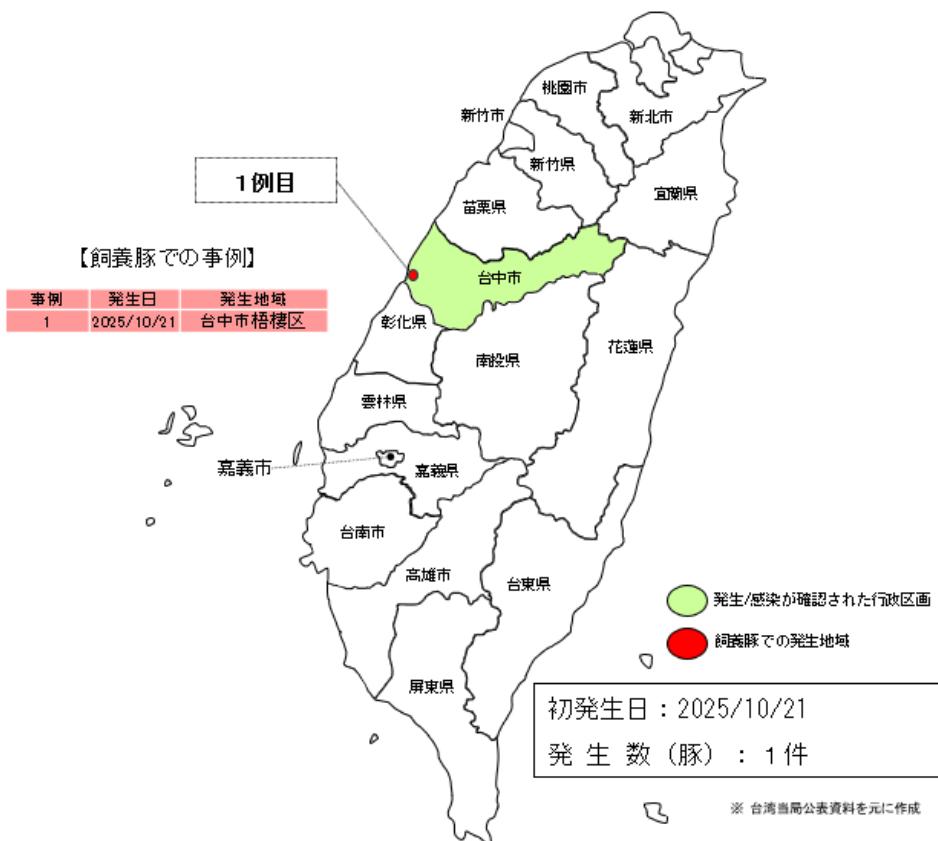
アフリカ豚熱について（台湾での発生を受けた対応）

アフリカ
豚熱

- 令和7（2025）年10月21日に台湾の飼養豚において発生。
- 本事例を踏まえ、10月24日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問の実施、検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化。
- くわえて、関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼するほか、都道府県に対し国内防疫対策の再徹底を依頼。

台湾における発生状況

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況



空海港における水際対策の強化

- 台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を実施
- 検疫探知犬の出動回数を増加
- 関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼

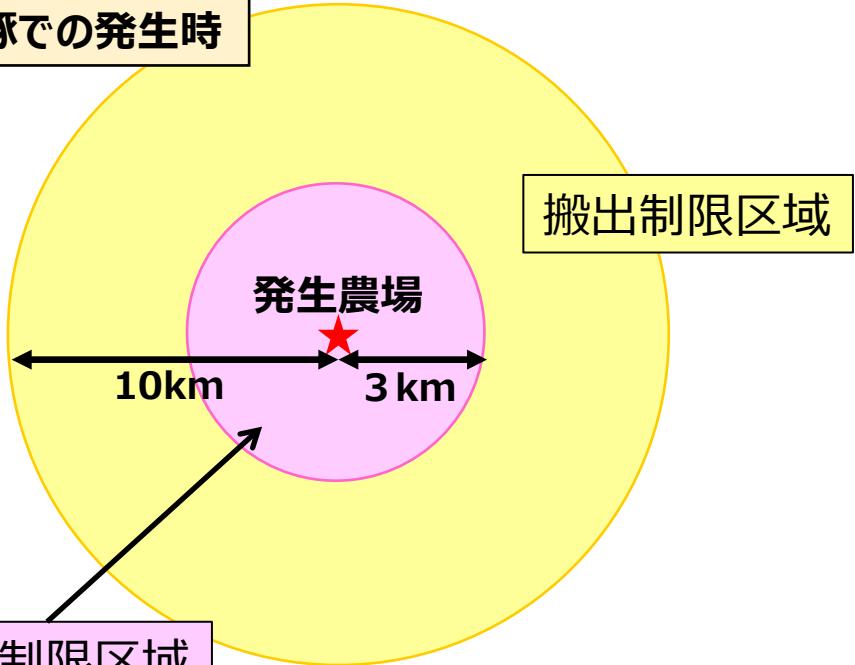
国内防疫対策の再徹底

- 登山道やレジャー施設における靴底消毒の推進や、廃棄物管理の徹底による野生イノシシでの感染防止
- 飼養衛生管理基準の徹底などの農場における発生予防対策
- 万が一の国内侵入時に的確な初動を講じるため、計画策定、演習等による体制構築

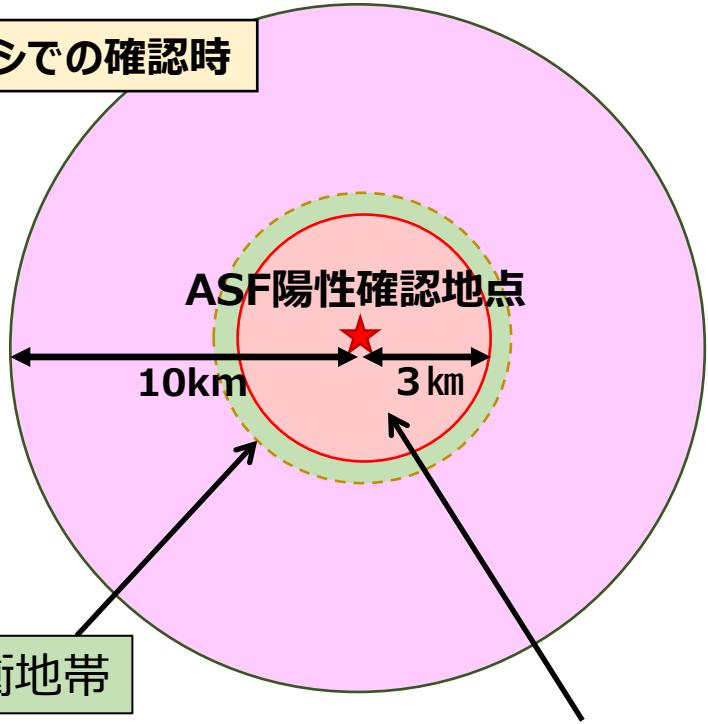
国内での感染確認時の防疫措置

- 飼養豚で発生した場合、発生農場については、**殺処分**等の防疫措置による封じ込め措置に加え、**移動・搬出制限**の設定、**周辺農場等におけるまん延防止対策**を講ずる。
- 野生イノシシで確認された場合、**感染源となる死体**について、**焼却・埋却**や**消毒処理**による封じ込め措置に加え、**移動制限**の設定、**周辺農場、野生動物へのまん延防止対策**を講ずる。

飼養豚での発生時



野生イノシシでの確認時



- ・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛管理基準の遵守状況の確認・指導**
- ・死亡及び捕獲した**野生イノシシ**について、**遺伝子検査**等を実施
- ・ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行の制限**又は**遮断及び消毒ポイントの設置**を実施

- ・アフリカ豚熱感染イノシシの散逸及び非感染イノシシの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り**等を実施するとともに **捕獲とサーベイランス**を強化
- ・野生イノシシの死体の**積極的な搜索、検査、死体発見場所の消毒処理**等を実施

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

■ 原因（病原体）

- 口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）
- 空気感染等



■ 対象家畜

- 牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

【牛における症状（流涎）】

■ 分布

- 中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生。
- 日本では平成22年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌平成23年には清浄国に復帰。

■ 症状

- 口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす）等の症状を示す。
- 極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。
- 成長した家畜の死亡率は低いが、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

我が国における過去の発生事例

口蹄疫

- 平成22年4月、**宮崎県**において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
 - 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部**において局地的に感染が急速に**拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
 - **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

宮崎県における発生

H22.4.20

宮崎県で口蹄疫の発生を確認

H22.5.19

口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

H22.6.4

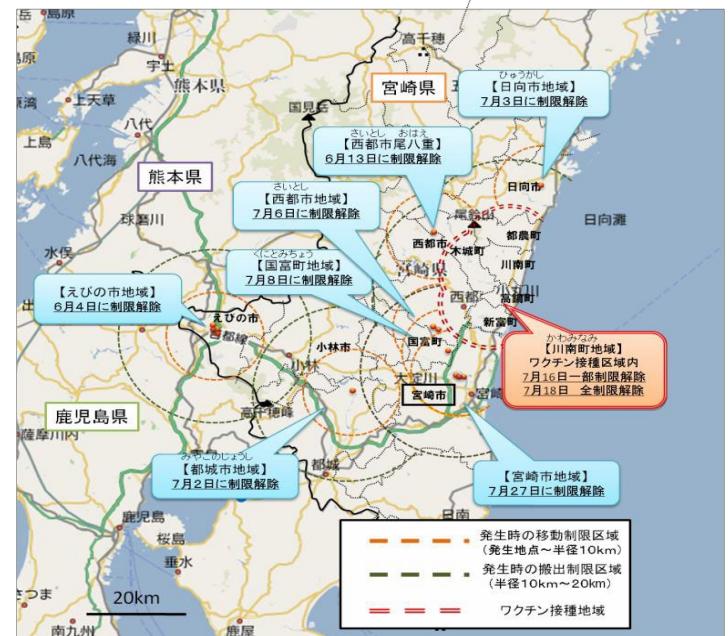
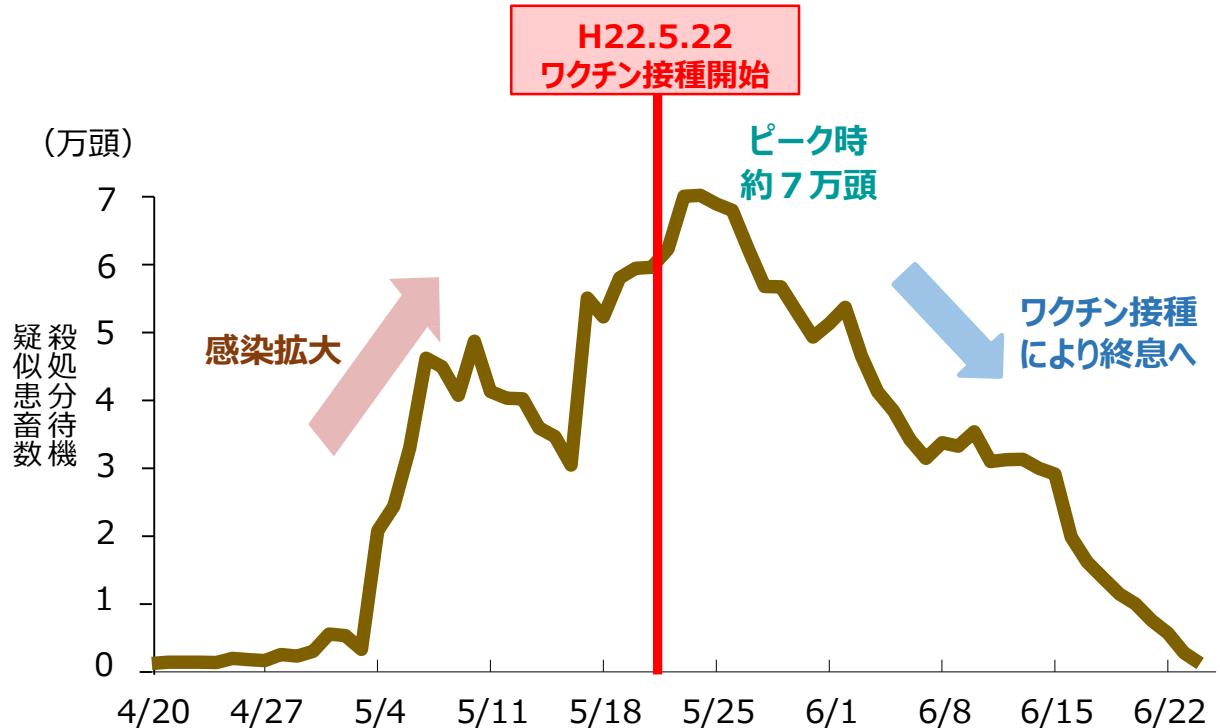
口蹄疫対策特措法 の施行

H22.7.27

全ての移動制限区域を解除

H23.2.5

WOAHによるワクチン非接種 清浄国への復帰の認定



ランピースキン病とは

- ランピースキン病は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、牛乳の生産等にも影響。致死性は低いものの、有効な治療法はない。人には感染せず、畜産物も食用上安全。
- 令和6（2024）年11月6日、福岡県の乳用牛農場で、我が国初の感染を確認。令和7（2025）年2月以降、新たな発生は確認されていない。

ランピースキン病とは



皮膚病変

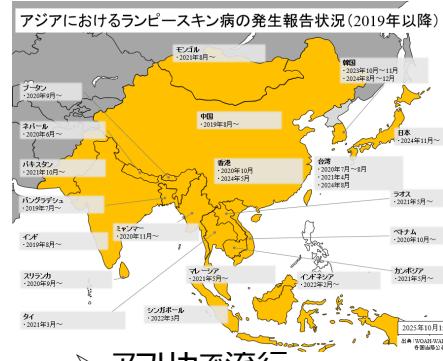


結節（全身性）

写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

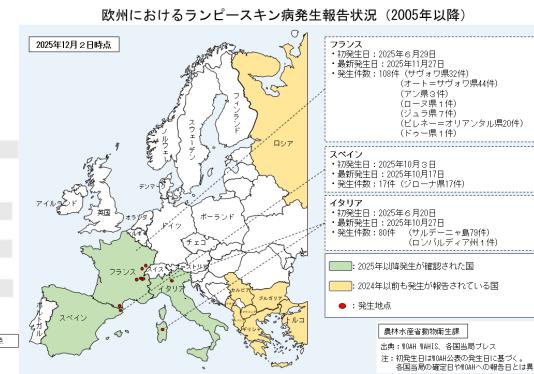
- 皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫による機械的伝播により感染が拡大。
- 有効な治療法はなく、致死性は低いものの、吸血昆虫等により急速にまん延し、生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**
- **2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

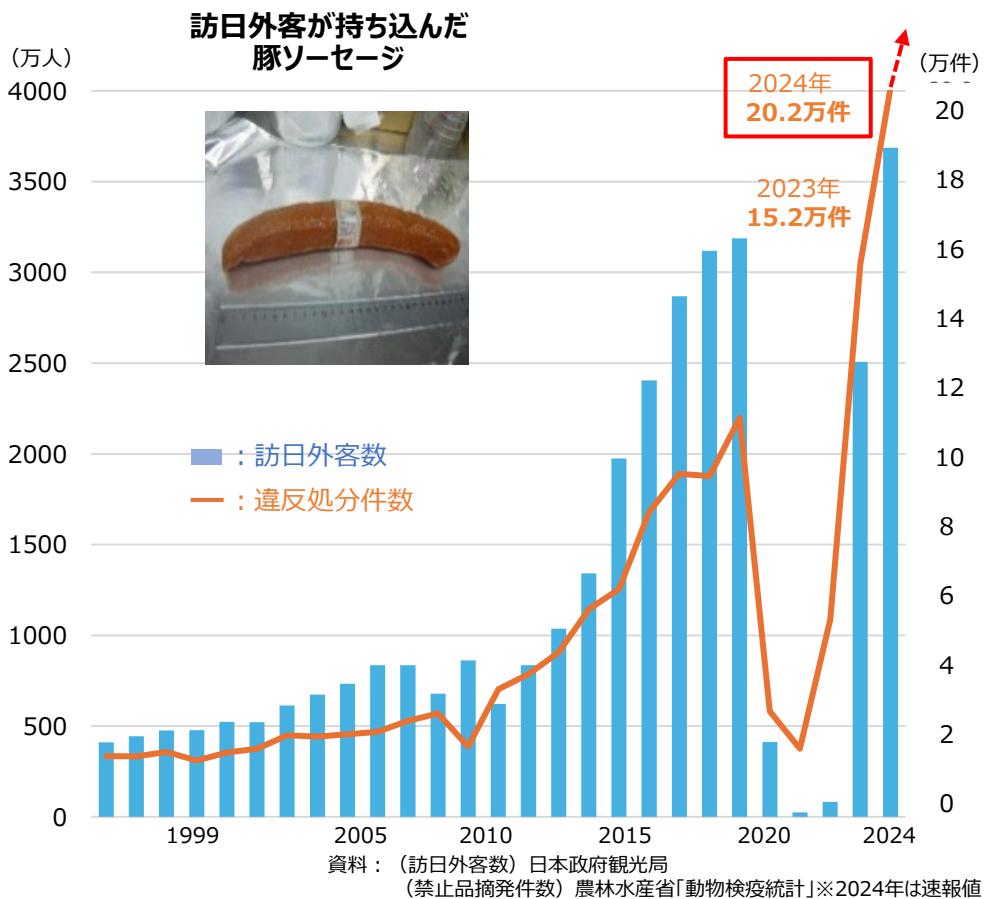


国内の発生状況

- 令和6（2024）年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
同年12月18日までに**19事例**の発生を確認
- 発生農場から牛が移動しており、**熊本県**でも発生
同年12月26日までに**3事例**の発生を確認
- 令和7（2025）年2月以降新たな発生は確認されていない

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- ▶ 購入した豚肉製品66品について、
- ①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。
 - ① 外装確認の結果、**違法輸入疑い品：12品** (うちベトナム産9品)
 - ② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品
- * 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆外国食材店◆



◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆

